
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第 123 号》 2026 年 7 月 3 日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページの URL については、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URL が無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。

各種受信端末の設定をご確認ください。

■-- 目 次 --■-----

【1】地域ポイント・プレミアム付商品券 参加店募集（市）

【2】岸和田市奨学金返還支援事業助成金（企業版）（市）

【3】岸和田市奨学金返還支援事業助成金（本人版）（市）

【4】販路拡大を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（販路拡大）（市）

【5】産業人材の育成を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（人材育成）（市）

【6】創業者の販路開拓を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（創業・起業）（市）

【7】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（デジタル化促進）（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

【8】岸和田市内事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ診断・支援）（市）

- 【9】岸和田市内事業所の省エネルギー化を支援します
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ設備導入）（市）
- 【10】ものづくりマッチング商談会 in 堺（商工会議所）
- 【11】Instagram 徹底やり直しセミナー（商工会議所）
- 【12】中小企業展示商談会出展支援事業費補助金の申請受付中（府）
- 【13】「大阪府中小企業新商品購入制度」の募集を開始（府）
- 【14】令和8年度 中小企業価格転嫁支援事業 伴走支援の申込受付開始
～中小企業賃上げ促進支援パッケージ～（大阪産業局）
- 【15】BCP 無料ワークショップ（大阪商工会議所）
「超簡易版 BCP『これだけは！』シート」ワークショップ
- 【16】働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）（国）

■―― 各 情 報 ――■

【1】

地域ポイント・プレミアム付商品券 参加店募集（市）

岸和田市では、物価高騰の影響を受ける市民や市内事業所への経済的支援と地域内消費の喚起を図るため、デジタル技術を活用した地域ポイント、プレミアム付商品券プラットフォームを構築します。

プレミアム付商品券の販売に先立ち、地域ポイント、商品券を利用できる店舗（参加店）を募集します。

参加店になっていただくと、これまで来店したことのない新規のお客様へ、お店の魅力を届けられるチャンスになります！

ぜひ、この機会に地域ポイント・プレミアム付商品券の参加店になりませんか。

【申込対象者】

岸和田市内に実店舗または事業所があり、消費者に直接商品・サービスを提供でき

る事業者

【参加店向け説明会】

日時：7月16日（木）・7月17日（金）

両日とも1部：14:00～15:00、2部：17:00～18:00（同じ内容です）

場所：岸和田市役所 新館4階 第1委員会室

【詳細】

下記の岸和田市地域ポイント、プレミアム付商品券ホームページをご確認ください。

市ホームページ：<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/setumeikai.html>

専用ホームページ：<https://dan-d-kishiwada.jp/>

【問い合わせ先】

岸和田市商品券事務局（店舗様向け）

TEL：0120-672-213

※7月6日～7月31日（平日9:00～17:30）

※8月以降は電話が変更となります。

【2】-----

事業主のみなさま ご活用ください

岸和田市奨学金返還支援事業助成金（企業版）（市）

従業員への奨学金返還支援（代理返還又は手当等）を行う市内の中小企業等に対し、
その経費の一部を助成します。

若年者の採用に向けた求人活動にもご活用ください。

【申請期間】

令和9年1月20日（水）～2月26日（金）

【対象奨学金】

日本学生支援機構等が貸与する奨学金

【助成対象事業者】

次の要件をすべて満たす方

①市内に事務所又は事業所を有し、当該事務所等において実態を伴う事業活動を行っている中小企業等である

- ②岸和田市税を滞納していない
- ③雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主である
- ④代表者及び従業員等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない
- ⑤助成対象経費について、本市その他の公的機関等から他の補助金等の交付を受けていない

【支援対象従業員】

次の要件をすべて満たす方

- ①令和5年4月1日以降に、市内企業等と正規雇用の契約を締結して採用され、申請日において、継続して勤務している
- ②申請日以降6か月以上継続して勤務することが見込まれる
- ③大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している
- ④令和9年3月31日時点で年齢が35歳未満
- ⑤申請日時点で、市内に住所を有し5年以上定住する意思がある
- ⑥岸和田市税を滞納していない
- ⑦本市その他の公的機関等から奨学金の返還に係る補助金等の交付を受けていない

(※) 正規雇用とは、次のいずれにも該当すること

- ア 期間の定めのない雇用
- イ 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上
- ウ 雇用保険の一般被保険者
- エ 厚生年金及び被用者保険に加入

【助成金額】

従業員1人あたり令和8年1月1日から令和8年12月31日までに支払われた代理返還金又は手当等の2分の1以内で、9万円を上限とします。(千円未満切捨て)

※1事業者につき上限45万円

【対象期間】

支援対象従業員に代わって奨学金の債権者に直接支払った「代理返還金」又は助成対象事業者が、支援対象従業員の奨学金の返還を支援するために通常の給与等に加算して支給した「手当等」のうち、次の要件をすべて満たすもの

- ①社内規定等に基づき支給又は支払われるもの
- ②正規雇用された日以降に返還されたもの
- ③正規雇用された日以降、支援対象従業員が最初に奨学金を返還した月から起算して60か月を経過する月までの間に返還されたもの

【詳細 URL】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-shougakukin-jyousei-kigyoushou2026.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課労働政策担当（072-423-9621）

【3】-----

～若者世代の岸和田市での就業促進に～

岸和田市奨学金返還支援事業助成金（本人版）（市）

岸和田市内在住で岸和田市内の事業所に新規に正規就業する若者（35 歳未満）を対象に奨学金の返還を支援します。
奨学金を返還している従業員にお知らせいただくとともに、若年者の採用に向けた求人活動にもご活用ください。

【申請期間】

令和 9 年 1 月 20 日（水）～2 月 26 日（金）

【対象奨学金】

日本学生支援機構等が貸与する奨学金

【対象者】

次の要件をすべて満たす方

- ①令和 5 年 4 月 1 日以降に、市内企業等と正規雇用（※）の契約を締結して採用され、申請日において、継続して勤務している ※公務員およびそれに準ずる方は除く。
- ②申請日以降 6 か月以上継続して勤務することが見込まれる
- ③大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している
- ④令和 9 年 3 月 31 日時点で年齢が 35 歳未満
- ⑤申請日時点で、市内に住所を有し 5 年以上定住する意思がある
- ⑥岸和田市税を滞納していない
- ⑦暴力団員又は暴力団密接関係者でない
- ⑧他の公的機関等から補助金等の交付又は市内企業等から奨学金の返還に係る手当等による支援を受けていない
- ⑨延滞金が賦課されていない

(※) 正規雇用とは、次のいずれにも該当すること

- ア 期間の定めのない雇用
- イ 1 週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上
- ウ 雇用保険の一般被保険者
- エ 厚生年金及び被用者保険に加入

【助成金額】

正規雇用された日以降のうち、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに返還した奨学金返還額の 3 分の 2 以内で、12 万円を上限とします。(千円未満切捨て)

【対象期間】

正規雇用された日以降、最初に奨学金を返還した月から起算して 60 か月を経過する月まで

※令和 5 年度から令和 7 年度までに本助成金の交付を受けた方のうち、正規雇用の日より前に返還した奨学金について、既に助成金の交付を受けた方の対象期間は、最初に助成対象となった月から起算して 60 か月を経過する月まで

【詳細 URL】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-shougakukin-jyosei2026.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課労働政策担当 (072-423-9621)

【 4 】 -----

販路拡大を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（販路拡大）（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

※既に終了した展示会などについては、申請できませんのでご注意ください。

※販売を伴わないものに限りです。

【令和 7 年度の採択事例（一例）】

- ・ 伝統的工芸品の展示会への参加
- ・ 展示会で使用する商品紹介動画の作成

【募集期間】

原則 令和 9 年 1 月 29 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1 事業者 1 年度につき、20 万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-tenjikai.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

産業人材の育成を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（人材育成）（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※既に受講・修了した研修等については、申請できませんのでご注意ください。

【令和 7 年度の採択事例（一例）】

- ・ 生産現場での現場のリーダーに関する研修の受講

- ・品質管理の知識習得とスキルアップための研修の受講

【募集期間】

原則 令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-jinzaiikusei.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】-----

創業者の販路開拓を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（創業・起業）（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、創業に係る費用および販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和7年度の採択事例（一例）】

- ・ 建設会社を法人として設立
- ・ 店舗入り口への看板の設置

【募集期間】

令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・ 産業競争力強化法第2条31項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・ 岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・ 過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・ 対象外業種でないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・ 岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転した事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転した事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-hanrokaitaku.html>

【問い合わせ】

【7】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（デジタル化促進）（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・ エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムの導入
- ・ 経理／資産管理／債権債務管理ソフトの導入
- ・ 勤怠管理ソフト及び稼働のためのＩＣカードリーダーの導入
- ・ 生産管理システムの最新ＯＳ適合を目的とした改修
- ・ 各種電子化が可能な人事給与システムの導入
- ・ 顧客先などで活用できる仮想クライアントＰＣシステムの増設
- ・ 就業規則作成ソフトの導入
- ・ ＨＰ管理のためのＣＭＳソフトの導入
- ・ 業態に特化したＣＡＤソフトの導入
- ・ 顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのＰＣの導入

【募集期間】

令和９年１月２９日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：１事業者１年度につき、３０万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の２分の１（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【8】-----

岸和田市内事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ診断・支援）（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断費用
- ・一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用

【募集期間】

令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、5万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。
申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-shindan.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【9】-----

岸和田市内事業所の省エネルギー化を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ設備導入）（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・ 業務用冷蔵庫への入替
- ・ 高機能空調設備への入替
- ・ 高効率照明(LED)への入替

【募集期間】

令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 省エネ診断・省エネ支援を令和5年度以降に受けていること
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

・ 交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）

※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。

- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【10】 -----

ものづくりマッチング商談会 in 堺（商工会議所）

商談したい企業に対して事前申し込みのうえ当日ご来場いただくことで、貴社の商品を出展企業に直接売り込むことができるマッチング商談会です！

来場企業同士の交流も期待できる PR 交流コーナーや、技術相談ブースもありますので、ぜひご来場をご検討ください！

【日時】

7月29日（水）12時30分～16時30分

【会場】

堺商工会議所（堺市北区長曾根町130番地23）

【入場料】

無料

【調達分野】

金属加工・一般機械器具・樹脂加工部品及びそれらの複合加工部品など

【HP リンク】

<https://sakaipr.com/monosho/>

【問い合わせ】

堺商工会議所 中小企業振興部 地域振興課

TEL：072-258-5504

【11】 -----

Instagram 徹底やり直しセミナー（商工会議所）

本セミナーではアカウント設計を一から見直し、Instagram の AI の働きを理解した上で、投稿ネタの整理と考え方を学びます。

最適な運用方法を知り、販路拡大・売上アップに直結させましょう。

【日時】

7 月 30 日（木）14:00～16:00

【会場】

岸和田商工会議所（岸和田市別所町 3-13-26）

【受講料】

無料

【講師】

雲丹亀 真穂 氏（ジャイロ総合コンサルティング株式会社）

【内容】

- 1）うまくいかない理由と活用すべき機能
- 2）アカウントの見直しと基本設計
- 3）事例で読み解く勝ちパターンと動画活用
- 4）AI によるカスタム投稿内容の自動作成とは
- 5）AI を使った投稿内容の作成・添削

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-13896/>

【問い合わせ】

岸和田商工会議所（担当：高野）

TEL：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【12】 -----

中小企業展示商談会出展支援事業費補助金の申請受付中（府）

賃上げに取り組む府内中小企業者に対し、効率的に新規顧客の開拓ができるよう、BtoBを対象とした展示商談会の出展経費の一部を補助します。
令和8年度は、対象となる展示商談会のエリアを京阪神から全国に拡大するとともに、補助上限額を78万円から200万円に引き上げます。

【申請期間】

7月1日（水）～12月18日（金）17:00まで

※締切前に予算上限に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了しますので、お早めの申請をおすすめします！

【詳細】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110070/mono/r8syuttenshien.html>

【問い合わせ先】

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課

販路開拓支援グループ

TEL：06-6210-9413

E-mail：hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

【13】 -----

「大阪府中小企業新商品購入制度」の募集を開始（府）

大阪府では、新規性の高い優れた新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る中小企業を支援するため、新商品を生産等する事業者を認定しています。

令和8年度の募集を開始しました。

◎認定のメリット

- ・大阪府の機関は、認定された新商品等を随意契約で調達できるようになります。
- ・認定された新商品等はカタログやホームページ等を通じてPRします。

【受付期間】

8月14日（金）17:00 必着まで

【対象】

府内に主たる事務所を有し、新商品を生産又は新役務を提供する中小企業者

【応募方法】

募集案内等を確認のうえ、申請書類をEメールにて送付してください。

【詳細】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110050/keieishien/shinsyohin/index.html>

【問い合わせ先】

大阪府商工労働部中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ

TEL：06-6210-9494

E-mail：keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

【14】 -----

令和8年度 中小企業価格転嫁支援事業 伴走支援の申込受付開始
～中小企業賃上げ促進支援パッケージ～（大阪産業局）

厳しい経営環境にある中小企業等において、持続的な賃上げや経営の安定化等を実現するためには、人件費や資材価格の高騰などのコスト増を適切に取引価格へ転嫁できるよう、その環境づくりや機運醸成が重要です。

大阪府では、府内中小企業の適切な価格転嫁を促進するため、「令和8年度中小企業価格転嫁支援事業」を実施します。

本事業では、府内中小企業を対象に、事業者ごとの課題に応じた伴走支援を実施するとともに、価格交渉の基礎から業界特性を踏まえた実践内容まで、多様なニーズに対応した各種セミナー等を開催します。

専門家による伴走支援の申込を受付中です。

【事業概要】

1. 専門家による伴走支援（無料）

経験豊富な専門家（中小企業診断士）が、業界特性を踏まえた精緻な原価計算から、説得力のある交渉用資料の作成まで、実践的な助言を行い、実際の価格交渉に臨めるよう伴走します。

2. 価格交渉実践セミナー（共通型・業界特化型、受講料無料）

価格交渉に必要な根拠資料の作成ノウハウや交渉スキルを体系的に学べるセミナーを実施します。さらに、業界ごとの商慣習に対応した特化型セミナーや発注者視点から理解を深めるセミナーなど、実践につながる多様なプログラムを提供します。

【支援対象】

府内中小企業

【セミナー詳細・申込】

<https://www.obda.or.jp/jigyo/aopf/kakaku-tenka.html>

※本事業は、中小企業価格転嫁支援業務共同企業体（公益財団法人大阪産業局、一般社団法人大阪府中小企業診断士協会、大阪府中小企業団体中央会）が事業受託し、実施します。

【問い合わせ先】

公益財団法人大阪産業局

TEL：06-4708-7027（土日祝除く 9:00～17:30）

E-mail：kakaku-tenka@obda.or.jp

【15】-----

BCP 無料ワークショップ

「超簡易版 BCP 『これだけは！』シート」ワークショップ（大阪商工会議所）

初めて策定する事業者でも大丈夫！

事業継続計画策定に「半日」でチャレンジしてみよう！

【日時】

9月15日（火）13:00～16:30

【場所】

大阪商工会議所 6 階 白鳳の間（大阪市中央区本町橋 2-8）

【内容】

(1) あなたの会社を強くする BCP 入門

(2)BCP 策定ワークショップ 第一部：自然災害対策版の策定・解説
(3)BCP 策定ワークショップ 第二部：BCP の運用、訓練、ステップアップのご紹介
※ワークショップで策定した BCP はお持ち帰りいただけます。

【参加費】

無料

【定員】

50 名（先着順）

【申込】

https://reg26.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=mat-qfqck-ee37db5357ccd7a290a0b5da30b0adab&_gl=1*1e7xv26*_gcl_au*MTQwNDQxMDE0NC4xNzc20DE00TU4*_ga*NzM4NzQxNDM1LjE1NjU5MjIwODM.*_ga_FGHYHJ7PV4*czE3NzkWjA0MjcKbzY3MyRnMSR0MTc30TA2MTUzNCRqNjAkBDaKaDA

【詳細】

<https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202605/D53260507017.html>

【問い合わせ先】

大阪商工会議所中央支部＜担当者：中本・尾崎＞

TEL：06-6944-6433

FAX：06-6944-6434

【16】-----

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）（国）

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減、年次有給休暇の促進に向けた
環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

【申請受付】

11月30日（月）まで（必着）

※本助成金は国の予算額に制約されるため、期限前に受付を締め切る場合があります。

【詳細】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL：072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel：072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email：sangyo@city.kishiwada.lg.jp

※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。

※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。

※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に 1 回の発行です。